

令和5年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定する等のほか、国民健康保険法の一部改正（5.5.19公布、6.4.1一部施行）により、退職者医療制度に係る経過措置規定が削除されることに伴い、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

別紙のとおり

2 墨田区母子生活支援施設条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

区内母子生活支援施設における入所者数が減少していること、民間施設に空室があること等を踏まえ、墨田区墨田母子生活ホームの在り方を検討した結果、当該ホームの役割を終えたと判断したため、廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

〈契約〉

1 物品の買入れについて

(1) 買入れの目的 緑小学校外7校用

(2) 品目及び数量

ア 教師用教科書 1, 348冊

イ 教師用指導書 1, 125冊

(3) 契約の方法 随意契約

(4) 契約金額 2, 406万4, 942円

(5) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社

(6) 支出科目等 令和5年度 墨田区一般会計 教育費 小学校費 学校管理
費 需用費

令和6年度 債務負担行為

2 物品の買入れについて

(1) 買入れの目的 中和小学校外12校用

(2) 品目及び数量

ア 教師用教科書 1, 796冊

イ 教師用指導書 1, 581冊

- (3) 契約の方法 随意契約
- (4) 契約金額 3,481万5,153円
- (5) 契約の相手方 株式会社ナカヤ
- (6) 支出科目等 令和5年度 墨田区一般会計 教育費 小学校費 学校管理
費 需用費
令和6年度 債務負担行為

3 旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体工事請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体工事において、工事敷地内で土壌汚染が確認され、その対策工事等を施行する必要性が生じたため、契約金額を変更する。

- (2) 契約金額 変更前 2億5,443万円
変更後 2億6,052万4,000円

4 庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修工事請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修工事において、空調機器等の価格及び賃金の上昇等に伴い、インフレスライド条項を適用する必要性が生じたため、契約金額を変更する。

- (2) 契約金額 変更前 9億5,370万円
変更後 11億4,543万円

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定及び賦課限度額の改正

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、賦課限度額を一部引き上げる。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	7.17/100 〔賦課割合：56/100〕	8.69/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	45,000円 〔賦課割合：44/100〕	49,100円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	650,000円	現行どおり
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	2.42/100 〔賦課割合：56/100〕	2.80/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	15,100円 〔賦課割合：44/100〕	16,500円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	220,000円	240,000円
介護納付金 賦課額	所 得 割	2.14/100 〔賦課割合：56/100〕	2.36/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	16,200円 〔賦課割合：44/100〕	16,500円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり

2 保険料率の改定に伴う低所得世帯に係る均等割保険料の減額等に係る改正

低所得世帯に係る被保険者均等割保険料から減額する額を改定するとともに、同世帯の保険料に係る均等割額の減額に係る所得算定基準を一部改める。

区 分	現 行			改 正 案		
	算定基準	被保険者1人につき減額する額		算定基準	被保険者1人につき減額する額	
7割減額 世帯	所得が〔43万円+10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	31,500円	現行どおり	基礎	34,370円
		後期	10,570円		後期	11,550円
		介護	11,340円		介護	11,550円
5割減額 世帯	所得が〔43万円+ <u>29万円</u> ×被保険者数 +10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	22,500円	所得が〔43万円+ <u>29万5千 円</u> ×被保険者数 +10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	24,550円
		後期	7,550円		後期	8,250円
		介護	8,100円		介護	8,250円
2割減額 世帯	所得が〔43万円+ <u>53万5千 円</u> ×被保険者数 +10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	9,000円	所得が〔43万円+ <u>54万5千 円</u> ×被保険者数 +10万円× (給与所得者等 の数-1)〕を 超えない世帯	基礎	9,820円
		後期	3,020円		後期	3,300円
		介護	3,240円		介護	3,300円

*基礎：基礎賦課額 *後期：後期高齢者支援金等賦課額 *介護：介護納付金賦課額

- 3 保険料率の改定に伴う未就学児に係る均等割保険料の減額に係る改定
未就学児に係る被保険者均等割保険料から減額する額を改める。

区 分		現 行	改 正 案
		被保険者1人につき減額する額	被保険者1人につき減額する額
7 割減額世帯	基礎賦課額	6,750円	7,365円
	後期高齢者支援 金等賦課額	2,265円	2,475円
5 割減額世帯	基礎賦課額	11,250円	12,275円
	後期高齢者支援 金等賦課額	3,775円	4,125円
2 割減額世帯	基礎賦課額	18,000円	19,640円
	後期高齢者支援 金等賦課額	6,040円	6,600円
そ の 他 世 帯	基礎賦課額	22,500円	24,550円
	後期高齢者支援 金等賦課額	7,550円	8,250円

4 その他

国民健康保険法の一部改正（5.5.19 公布、6.4.1 一部施行）により、退職者医療制度に係る経過措置規定が削除されることに伴い、所要の改正をする。

5 施行期日

本年4月1日